

③ 通信販売でのクレジットカード不正利用事案における加盟店の契約責任

永井隆光

山下・柘・二村法律事務所 弁護士

・二審：東京高判平30・10・18 平30（ネ）2455号 立替払金返還等請求控訴事件 2018WLJPCA10186003

・一審：東京地判平30・3・29 平28（ワ）13202号 立替払金返還等請求事件 2018WLJPCA03298040、LEX/DB25552667、d1-law29049388

●——事案の概要

X（原告、被控訴人）は、事業者に対しネットショップ開設サービス（以下「Xサービス」という）及び当該ネットショップにおける販売代金の決済サービス（以下「X決済」という）を提供していた。Y（被告、控訴人）は、通信販売等を業とし、平成27年頃にXサービスの会員登録を行い、ネットショップを開設した。

X決済は、Xサービスの会員登録を行いネットショップを開設した販売業者（以下「X加盟店」という）において商品を購入する者が、売買代金をクレジットカード（以下「カード」という）利用により支払うものであり、①当該カードの真正名義人（以下「カード会員」という）とカード会社との利用契約（すなわちカード会員契約）、②カード会社と決済代行業者Bとの加盟店契約、③Bの提供する決済代行サービスに係るBとXとの加盟店契約（以下「B加盟店契約」という）及び④Xの提供するX決済等に係るXとX加盟店との間の利用契約（以下「X加盟店契約」という）、により構成される取引スキーム（事案概要図

参照）を前提として、X加盟店の通信販売についてX決済が行われるごとに、カード会社からBへの立替払い、BからXへの立替払い及びXからX加盟店への立替払いがそれぞれ行われることにより、X加盟店が売買代金を回収することができる、というものであった。

X決済を利用するにあたり、利用者は、カードの会員氏名、連絡先及びセキュリティコードを入力する必要があるものの、それ以外の3Dセキュア等を利用した本人確認の認証作業までは求められておらず、不正利用が生じた場合に備えてYが加入できる損失補償制度も整備されていなかった。

なお、XがBに対し支払うB決済の利用手数料は決済合計額の3%で、XがYから受領するX決済の利用手数料は決済合計額の3.6%に40円を加算した額であり、Xの利益はその差額である0.6%余りとどまるものであった。

①B加盟店規約（以下、「B規約」という）上は、顧客による氏名の偽称やカードの不正使用等が判明し、Bがカード会社から立替金返還を請求されたときは、XがBに対し、「無条件で」立替金返還義務を負う旨が定められており、②BX間の特約上は、会員利用否認の

場合にXが当該事由の不存在を速やかに証明しない限り、XがBに対し立替金返還義務を負う旨が定められており、③X加盟店規約（以下、「X規約」という）上は、X加盟店と顧客の売買契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合にX加盟店がXに対し立替金返還義務を負う旨が定められていた。

Yは、平成27年7月頃から同年9月頃までの間、複数の顧客に対しドローン関連製品を通信販売した（以下「本件信販取引」という）ところ、その売買代金の支払いについて海外発行カードによりX決済が利用され、XはYに対しX加盟店契約に基づく立替払いを行った。

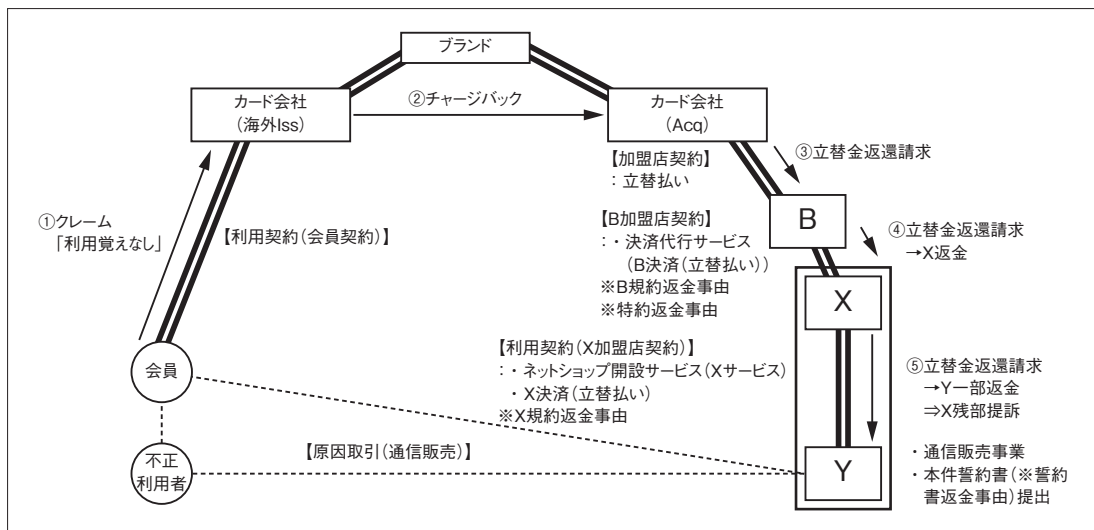
その後、利用されたカードの真正名義人であるカード会員からカード会社に対し利用否認が申し立てられるようになり、XはYに対し商品配送停止を勧めるメール等を行いつつ、平成27年8月頃に不正利用の疑いがある取引についてYに対する立替払を一時停止したところ、Y代表者から、同年9月2日、資金繰りに影響を及ぼすので早急に立替払を再

開するように求められたため、Y代表者の身分証明書等の提出並びに誓約書への署名捺印を条件に、立替払を再開することとした。Y代表者は文言交渉を経て同月7日付で誓約書に署名捺印してXに提出し、Xは同月9日にYに対する立替払を再開した。

誓約書には、①Y・顧客間の物品販売契約が「解除、取消し、無効等の理由により効力を失った」場合又は「実体がない又は金額相違などの疑義が生じた」場合（以下後者を「誓約書返金事由」という）に、YがXに対し返金義務を負うこと、②これらの事由に該当するか否かについてはX又はXの提携するカード会社の判断に従うことが定められていた。

その後、カード会社はBに対し本件信販取引に係る立替金の返還を請求し、これを受けたBはXに対しB規約上の返金事由があることを理由として立替金の返還を請求し、Xはこれに応じた。そして、XはYに対し、契約上の返金事由があるとして本件信販取引に係る立替金の返還を請求した。Yは、平成28年

事案概要図（※本判決においては認定を欠くものの、オフアス取引と仮定）



10月20日、本件信販取引の一部に係る返金として、Xに対して84万3380円を弁済した。これに対しXは、残部に係る立替金返還(1128万9274円)及び遅延損害金の支払いを求め、本件訴訟を提起した。

本件訴訟の争点は、①Yの立替金返還義務の有無(以下「争点1」という)及び②Xの立替金返還請求の信義則違反の有無(以下「争点2」という)である。

第一審は、大要以下のように判示してX請求を認容した。これに対しY控訴。

争点1：Yは誓約書による合意に基づき、立替金返還義務を負う。理由は以下のとおり。①立替払再開にあたり「立替金の返金処理が必要となるリスク」が顕在化したときのため当事者間のリスク分担を明確にしておくという誓約書の作成趣旨に照らせば、カード名義人とカード利用者との同一性がない取引は「実体がない」取引(誓約書返金事由)に該当する。②X規約上、不正利用の場合に誓約書と異なる返金処理を具体的に想定していたことを窺わせる文言はなく、かえって、X決済の構造上、XY間の立替払いの前提となるB決済においてはカードの不正利用が判明したことがXのBへの返金事由とされており、Xにおいて「Bとの関係で負うリスク」をX加盟店に「転嫁せず」に敢えて自身で負うことがX規約上想定されていたとは考え難い。③誓約書において、返金義務の発生をカード会社の定める返金事由やYの過失の存在に係らしめることを窺わせる文言はない。かえって、B決済上はカード会社がBに立替金返還請求をした場合Xは「無条件」にBに対し立替金返還義務を負うところ、Xにおいて、「Bとの関係で負うリスク」をX加盟店に「転嫁

せず」に敢えて自身で負うことが本件誓約書上想定されていたとは考え難い」。

争点2：XのYに対する返金請求は信義則違反とはいえない。理由は以下のとおり。①X規約上、返金事由が生じた場合に備えてX加盟店用の補償制度を整備しておくことがXに法的に義務付けられることを窺わせる文言はない。X決済の構造等に照らしても補償制度整備がX決済の必須の前提となっているとはいえない。②「他方で、Xは、X決済の提供者として」、X加盟店「がX決済に伴うリスクに徒らに晒されないように配慮すべき立場にあるから、X決済がクレジットカードの不正利用に係るリスクとの関係で致命的な欠陥を有するにもかかわらず、Xがそれを殊更に放置しているような特段の事情がある場合には、そのリスクを一方的に」X加盟店「に転嫁することが信義則違反と評価される余地はあるといえる。もっとも、」X加盟店「には退会の自由も保障されている以上、その具体的な配慮の仕方については運営者であるXに一定の裁量が認められているというべきである」。③Xは、X決済において、カード不正利用に対する「一般的な対策の一つであるカード利用者をしてセキュリティコードの入力をさせるシステムを整備した上」、「不正利用の疑いがある取引について情報を入手し次第、これをYに伝えて、契約解除及び商品発送の取りやめを慫慂したり、カード会社による返金請求(チャージバック)がされた場合でも、これに対する反証のための資料の収集・提出についてYを促したりしており」、「Yが無用な損失を被らないように一定の配慮をしている」。④X決済によるXの利益(X決済手数料とB決済手数料の差額)も考慮すると、Xに

において上記配慮をしているのであれば、Yの主張するような水準の措置まで講じていなかったとしても、Xの権利行使を法的に制限するような特段の事情があるとはいえない。

●——判旨

控訴棄却。

本判決は、大要以下の理由を付加する等して一審判断を是認した。

争点1：①X加盟店が不正利用により商品を購入しようとする顧客との間で売買契約を締結した場合、「当然、契約解除、詐欺取消し、錯誤無効等が問題となる」。不正利用は、「顧客が、対価を支払うことなく、商品を購入しようとするものであって、売買契約の実体があるものとは認められない」。②他社の加盟店規約に加盟店の故意過失等の帰責事由がない場合の免責規定があるとしても、「事業規模及び経営体制の異なる他社の規約をもって、誓約書返金事由を解釈するのは相当でない」。

争点2：①確かに、「クレジットカード加盟店規約に関するガイドライン」は、非対面式の販売においても、加盟店が顧客とカード名義人の同一性を確認しなければならないとしているが、「必ずしも、売買契約申込者とクレジットカードの名義人の同一性を確認するために、加盟店が、クレジットカード情報の提供を受けなければならないとしているわけではない」。②「クレジットカードの不正利用を防止するための配慮の仕方について、X決済の運営者であるXに一定の裁量が認められている以上、上記配慮の仕方は、経済的合理性を度外視したものではなく、Xの収益を

考慮した範囲内のものととどまる」。③Xの利益が0.6%であることは、Xが不正利用リスクを負担すべき根拠となるほど多額なものとは認められない。④Xの広告料収入は、カード決済手数料とは性格が異なり、不正利用リスクを負担すべきことの根拠とはなり得ない。

●——研究

1 問題の所在と本判決の意義

カードのショッピング利用に係る不正利用については、カード発行会社（イシュア）とカード会員との間の紛争（イシューイングサイドのBtoC紛争）に係る裁判例は多くあるものの、イシュア、加盟店契約会社（アクワイアラ）、決済代行業者その他の決済関連事業者、加盟店といった関係事業者間の紛争（BtoB紛争）に係る裁判例はそれほど多くはない。

特に、加盟店とのBtoB紛争についていえば、実務上は、カード会社その他の決済関連事業者による加盟店契約文言の本来的解釈を前提とする主張に対し、本件のように、加盟店から加盟店契約上の明示的合意の外に免責根拠等を求めたり、諸々の事情を明示的合意の限定解釈の根拠としたりといった、契約の補充的解釈又は修正的解釈を求める主張がなされることが少なくない（本来的解釈、補充的解釈及び修正的解釈の用語法含め、契約解釈一般については中田裕康「契約法」〔2017〕105頁参照。なお、民法債権法改正過程の「契約の解釈に関する基準」を民法に規定する可否かの議論における民法研究者と裁判官の感覚の違いを指摘するものとして、同「当事者の共通の意思」金判1556号1頁参照）。もっ

とも、このような紛争が生じた場合、事実上の力関係や他の課題も含めた総合解決の可能性等を踏まえて、訴訟前に任意解決されるか訴訟となっても和解解決となることが実務上は多いように思われる。

カードのBtoB紛争における契約責任分配に関し参考とし得る従前の裁判例としては、①東京地判平9・8・26判タ962号174頁（加盟店（ホテル）の加盟店契約上の手続違反を理由とする売上債権買戻しを前提として、加盟店が宿泊客に対し宿泊費等を請求し、認容された事例）、②東京地判平13・6・1（2001WLJPCA06010004、架空の衣料品販売にカードが利用され、加盟店（衣料品の輸出入販売業者）がカード会社に対して加盟店契約に基づく支払を請求したが棄却された事例）、③東京地判平21・11・11判タ1338号112頁（イシューアがアクワイアラーに対し不正利用を理由とする債権譲渡の無効を主張し、支払い済みの債権譲渡代金につき不当利得返還を請求したが、棄却された事例）、④東京地判平25・3・19（2013WLJPCA03198005、共同購入クーポンの購入に利用されたカードについて、カード情報が漏洩し他の加盟店において不正利用が行われた場合において、決済代行業者が購入サイト運営業者に対して、加盟店契約に基づく情報管理義務違反を理由とする損害賠償を請求し、認容された事例）、及び⑤東京地判平26・11・13（2014WLJPCA11138008、飲食店において海外発行カードが利用されたところ、決済代行業者が当該飲食店からクレジット売上管理を委託されていた事業者に対する支払いを行わなかったため、当該業者が決済代行業者に対しクレジット決済業務委託契約に基づく履行又は債務不履行に基づく損

害賠償を請求するとともに、決済代行業者の代表者に対して会社法429条1項に基づく損害賠償を請求し、いずれも認容された事例）を挙げることができる。

これらの裁判例は、基本的には契約文言に忠実な判断を示すものであり、契約紛争における解釈手法として適切なものと考えられる（ただし、事例①は加盟店契約に定められていた債権譲渡構成を前提としながら当該債権譲渡の代金支払により宿泊費等について「第三者弁済」が生じると判示している点で疑問のある事例であり、事例⑤はそもそも事案発生前には契約書が取り交わされていない点で特殊な事例である）。

本判決は、不正利用事案における加盟店の契約責任について、①立替払再開のためにあえて提出された誓約書に基づく決済サービス提供者Xの返金請求につき、誓約書記載の返金事由の解釈により加盟店Yの返金義務を認める一方、②Xの返金請求が信義則違反となる余地があることを判示し、その判断基準及び考慮要素を示した点で従前の裁判例と異なる意義があるものである。

もっとも、本判決が誓約書の文言解釈において作成過程を重視した点、X決済の構造や経済合理性に着目した点等は賛同し得るが、その理由づけについては以下述べるとおり若干の疑問がある。

2 「売買契約の実体」と立替払いとの関係

まず、本判決は、争点1に関して“不正利用者とYとの売買契約”自体「実体があるものと認められない」と判示しているが、この点はむしろ、誓約書返金事由の補充的解釈を通じ、“カード会員とYとの売買契約”及び“第三者とYとの売買契約につきカード利用が行

われた場合であっても当該利用について会員契約上会員の支払義務が肯定される場合における当該売買契約”（家族会員の利用等を想起されたい）のいずれも存在せず、したがって誓約書返金事由である原因取引の実体がない場合に該当する、と判示する方が適切だったのではないかと思われる（立替金返還局面でまず考慮されるべきは、正当なカード利用及びそれと紐づく原因取引の有無であり、不正利用者との間の売買契約の存否は本来的にはどちらでもよいはずである）。

また、本件ではX規約上の「売買契約が解除、取消し、無効等」の場合という返金事由とは別に「実体がない」場合という誓約書返金事由が事後的に設けられたのであるが、本判決は特段論証することなく両者を同視しているようであり、不正利用の場合には「当然、契約解除、詐欺取消し、錯誤無効等が問題となる」と断じつつ「実体がない」ことを理由とする返金義務を肯定している。この点についてもより丁寧に返金事由同士の関係を論じる方が適切であったというべきであろう。

3 「配慮すべき立場」と「裁量」

次に、本判決は、争点2に関し、決済サービスの提供者は加盟店がリスクに徒にさらされないように「配慮すべき立場」にあることを自明の前提とするが、加盟店契約において配慮義務等の定めがあったとの認定はなく、信義則上の配慮義務等を認定したものでないため、その理論的根拠は不明と言わざるを得ない。

また、本判決は、この「配慮すべき立場」を前提として、特段の事情がある場合には返金請求が信義則違反となる余地があるとしつつ、Yに退会の自由がある以上、Xの具体的

配慮の仕方については一定の裁量があると判示している。また、この特段の事情の有無の判断においては、①Xがセキュリティコード入力システムを整備したこと（以下「事情①」という）と、②不正利用疑いについて情報入手し次第、これをYに伝えて、契約解除及び商品発送の取りやめを慫慂したこと（以下「事情②」という）、及び③カード会社による返金請求がされた場合に、これに対する反証のための資料の収集・提出についてYを促したこと（以下「事情③」という）を考慮している。

しかし、まず、Yに「退会の自由」が保障されている以上「具体的な配慮の仕方については運営者である原告に一定の裁量が認められて」いるとの判示はそもそも論理的関係が不明である。

また、事情①については、そもそもX決済を形づくる契約の構成要素ともいい得る内容であり、それはYの「退会の自由」ではなく「入会の自由」の行使によって任意に選択されたものと言える。そうすると、考慮事情としてはXのシステム整備ではなく、Yがそのようなシステムを有するX決済を任意に選択したこと自体を摘示すべきではないだろうか（強いて言えば、Xの配慮や裁量という文脈をとるが故に考慮事情をX側の事情として切り出している点に無理があるのではないか）。

他方、事情②及び事情③については、確かに、不正利用が生じたか否かについては間接的ではあるがカード会員側とのチャネルを有するXからの連絡がなければYが認識する可能性は事実上低く、かつ、決済サービス提供者であるXの方が有効な対策に関する知見も有している可能性が高いものと思われること

ろ、仮に当該連絡や対策に関する助言が早期になされれば、Xは不正利用が生じないように顧客選別を慎重に行う等の行動をとることにより返金事由発生を抑制することができるため、Xが当該連絡等をYに対し適切に行わない場合には、Yの損失拡大にXが寄与したと評価することができる。

しかしながら、それはやはり、Xに「配慮すべき立場」や「裁量」があるからではなく、加盟店契約という継続的契約関係に基づき決済サービスを提供する事業者として、Yよりも早期に情報収集し得る立場と有効な対策を助言し得る能力を有しており、Xによるそれらの適切な行使とYの損失拡大防止が相関関係を有しているからではないか。

さらに言えば、本件はX規約上の返金事由ではなく、誓約書返金事由の有無が争われた事案であるところ、事情①～③は誓約書作成よりも前に存在する事情であり、あえて「返金義務の有無+信義則判断」という二段階構成をとらずとも、誓約書返金事由の解釈において考慮すれば足りたのではないか（これに対し、事後的な誓約書等がない事案においては、事情②及び③は決済関連事業者の信義則上の損失拡大防止義務の有無等の文脈で論じられるものとなる）。

以上のとおりであり、私見は、本判決の結論は支持するものの、本判決が「配慮すべき立場」や「裁量」といった抽象的概念を特段の論証もなく信義則判断基準の構成要素とした点については疑問がある。経済的合理性や事情①～③への着目は適切ではあるものの、それは契約解釈の前提としてより精緻な取引構造分析やリスク分析を行う中で考慮すれば足りるものであり、信義則に関する本判決の

判断基準についてはその射程を限定的に解すべきではないだろうか。

4 「決済のリスク」と「通信販売のリスク」の関係

また、仮に「配慮すべき立場」や「裁量」を論じるにせよ、そこで前提とされる「リスク」についてはやはり一考の余地がある。なぜなら、本判決は本事例において顕在化した不正利用リスクを「X決済に伴うリスク」とみているのであるが、そもそも決済サービスが存在しないと仮定すると、インターネット通信販売における買主側の氏名冒用による債権回収リスクは本来的に通信販売業者が負担すべきものであろう。それが決済サービスを利用した途端に「決済に伴うリスク」に転嫁するというのは、やはり合理的なリスク分析とは思われない。

決済サービスが利用されることにより、それが利用されない場合と比べて通信販売業者は飛躍的な潜在的販路拡大が可能である一方、販路拡大に伴い不正利用リスクも高まるのが想定される。あるいは、確かに、そこに決済サービス特有の不正利用リスクも観念し得るのかもしれない。しかしながら、決済サービスの提供者は、大なり小なり不正利用リスクの技術的低減策を提供するかあるいはその導入の機会を通信販売業者に提供するものが通常である。

以上からすれば、通信販売業者がある決済サービスの利用を選択するという事は、まさに“想定される販路拡大利益”と“上述の各要素の組み合わせにより想定される不正利用リスク”等を衡量した結果というべきであり、それを事後的に司法判断で覆すことには慎重であるべきではないだろうか（なお、決

済のリスクと通信販売のリスクとの関係を考える上では、ドイツにおけるBGH2002年4月16日判決（NJW2002,2234）とNaumburg高裁2002年8月20日判決（ZIP2002,1795）の対比が参考になる。両判決の内容については、川地宏行「通信販売におけるクレジットカードの不正使用をめぐるドイツの法状況」（クレジット研究第29号126頁）参照。

5 割賦販売法改正と不正利用に係る民事紛争との関係

さらに、今後の類似事案に影響を与え得るものとして、平成28年の割賦販売法改正による加盟店の不正利用防止措置義務の創設（35条の17の15）が指摘し得る（同改正については、永井隆光「改正割賦販売法と今後の立法政策上の課題」千葉恵美子編「キャッシュレス決済と法規整一横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて―」〔2019〕40頁参照）。

詳論は避けるが、同条及び同条を受けた施行規則133条の14、「クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン」(平成29年7月、経産省)、「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」(令和元年8月、経産省商取引監督課)30頁でも「実務上の指針」とされる「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」等、加盟店契約を巡る法環境の変化は、加盟店契約上の民事的責任分配の在り方に否応なく影響を与えている。

今後、①加盟店がその時点での割賦法上の基準を満たす不正利用防止措置をとっていたにもかかわらず不正利用が発生してしまった事例や、②その場合に決済関連事業者が加盟店に対しより効果的な不正利用措置を紹介しその採用を促していたにもかかわらず加盟店

があえてこれを拒絶していた事例、③加盟店の不正利用防止措置の内容にかかわらず、不正利用発生後の決済関連事業者の事後的対応が適時適切になされなかったために加盟店の損失が拡大した事例等において、本件と同様の紛争が予想される。

6 結語

以上のとおりであり、私見は本判決の信義則判断基準については射程を限定的に解すべきものと考え、結論及び着眼点や考慮要素については賛同できるものであり、決済関連事業者及び加盟店双方に対し、契約実務及び不正利用発生時の対応実務における留意点を示唆する点で有意義な判決と言えるものと考え。

さらに、不正利用における関係事業者間の返金等は、カードのみならず他のキャッシュレス決済手段においても同様に論点となり得るものである。カードを巡る本判決や割賦法改正の内容が、他のキャッシュレス決済手段の不正利用の議論に対しどのような影響を及ぼし得るか、今後の議論の蓄積が期待されるところである。

[参考文献]

本文中に挙げたもののほか、以下を参照。

- ・ 尾島茂樹「クレジットカードの不正使用と会員の責任」クレジット研究第16号109頁
- ・ 小塚荘一郎=森田果「支払決済法〔第3版〕—手形小切手から電子マネーまで—」(2018) 187頁
- ・ 小堀靖弘「クレジットカード不正利用における法律関係」CCR第5号22頁
- ・ 松尾健一「「強力な顧客認証手段」とクレジットカードの不正利用に係る損失の負担—当事者のインセンティブの観点から—」(前掲千葉編345頁)
- ・ 森田果「アクワイアラ・イシュア間の債権譲渡に伴う危険負担特約の有効性」ジュリ1425号124頁
- ・ 森田果「クレジットカード情報を流出させた加盟店の責任—加盟店の決済代行業者への責任が認容された事例」ジュリ1499号107頁
- ・ 渡辺達徳「夫による妻のクレジットカード不正使用と、信販会社の立替金請求における過失相殺（札幌地判平7・8・30判タ902号119頁）」クレジット研究第16号97頁